

電力・ガス・食料品等価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きいと思われる住民税非課税世帯等に対し、**1世帯当たり5万円**を支給いたします。

問い合わせ・申し込み
臨時特別給付金担当(名寄庁舎)
☎01654③2111

1 支給対象

(1) 令和4年度住民税非課税世帯

令和4年9月30日において名寄市住民基本台帳に登録されており、世帯全員の令和4年度住民税均等割が非課税である世帯。

※住民税が課税されている方(市内外問わず)に、税法上で扶養となっている世帯は支給対象外です。

※令和3年度と令和4年度に実施した住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(10万円)を受給済みであっても要件に該当すれば支給対象となります。

(2) 令和4年1月以降の家計急変世帯

予期せず令和4年1月から12月までの家計が急変し、(1)と同様の事情にあると認められる世帯。

2 支給手続きなど

(1) 令和4年度住民税非課税世帯

支給対象となる世帯には、11月中に対象世帯の世帯主へ「確認書」を送付します。返送いただいた方から順次振り込みを行います。

(2) 令和4年1月以降の家計急変世帯

該当する世帯は郵送、または窓口での「申請書」での申請が必要です。準備ができ次第ホームページに掲載します。詳細は担当窓口へお問い合わせください。申請されたのち、書類審査を行い給付決定した方から順次振り込みを行います。審査に時間を要しますので、あらかじめご了承ください。

3 申請期限

令和5年1月31日(火曜日)【消印有効】

【注意】次に当てはまる場合「確認書」の送付ができません。「申請書」での手続きとなる場合があります。証明書類などの添付が必要になりますので、担当窓口にお問い合わせください。

- ① 対象となる要件が不明な場合(未申告、令和4年1月2日以降に転入した世帯など)
- ② 令和4年9月30日以降の住民税修正申告などにより、非課税世帯となった場合

広告

リコールに関する重要なお知らせ

⚠ 火災事故に至る恐れ

TDKの加湿器を探しています

引き取らせていただく際に(1台あたり)**5千円**をお支払いいたします。

通話料無料 電話番号



0120-604-777

受付時間 9:00~17:00

土・日・祝日を除く

TDK株式会社 加湿器お客様係

インターネット TDK

検索

対象となる
加湿器は
右記の
4機種です

平成10年(1998年)製造



KS-500H



KS-300W

平成5年(1993年)製造



KS-31W



KS-32G

今でも見つかります

- ① 押入れ・物置などに収納されていた
- ② 気付かずに使用していた

TDK ご迷惑とご心配をおかけしております。謹んで深くお詫び申し上げます。千葉県市川市東和田2-15-7 TDK株式会社